

## 告 示

### 埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、平成十四年十月二十四日第七号で位置の指定をした道路を次のとおり取り消した。

平成二十九年三月十七日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 恩 田 雅 明

取消番号	第十三号
指定の取消しに係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第五号
指定の取消しの年月日	平成二十九年三月十三日
指定の取消しに係る道路の位置	埼玉県児玉郡美里町大字白石字白松四百九十三番二、四百九十五番三、四百九十五番四、五百番二の一部
指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)	十三・〇〇
指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)	四・二〇